

皆さんおはようございます。今定例会議もどうぞよろしくお願い致します。

最初に、新型コロナウイルス感染症の現在の対応等について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、11月に入り、全国的にも、また、特に近隣府県でも感染拡大が続いており、注意が必要な状況です。

本県でも、11月の現時点での新規陽性者数が208人と、最も多かった8月の279人に次ぐ状況となっています。

感染者数が増加傾向にあり、また、県内でクラスターが複数発生している、そして、近隣府県でも感染拡大が続いている等の状況を鑑みまして、11月17日に「コロナとのつきあい方滋賀プラン」のステージを、「注意ステージ（ステージⅡ）」に引き上げたところです。

県民の皆様方には改めて冬場に向けての換気、加湿の徹底など、家庭内での感染対策や、家族以外の方と会う場合に感染リスクが高まる「5つの場面」などについて、また、事業者に向けては各種支援策や「もしサポ滋賀」の活用を含めた注意喚起を行っているところです。

加えて、既に確保している彦根の宿泊療養施設を11月30日から運用を開始するなど、病床や宿泊療養施設等の受入体制についても、今後の感染状況を踏まえて、適切に対応するほか、年末に向けて、困窮されている方々へのフォローを含めて、今後とも県民の命を守るための感染拡大防止と社会、経済、文化活動との両立に向けて取り組んでまいります。

それでは、11月定例会議の開会にあたりまして、提出いたしました諸案件の概要をご説明申し上げますとともに、当面する諸課題等につきまして、所信を述べさせていただきます。

初めに、令和3年度当初予算編成について申し上げます。

今年度はコロナの影響もあり、四半期別の実質GDP成長率は、第1四半期がマイナス7.9%、第2四半期がプラス5.0%と、改善の傾向がみられますものの、第1四半期以前の状況まで回復しておらず、経済は依然厳しい状況にあると認識しています。

来年度の税収につきましても、本年9月に試算を行った財政収支見直しにおきまして、令和2年度当初予算に比べて141億円のマイナスを見込んでおり、このような厳しい状況下での予算編成となっております。

このため、来年度の当初予算編成にあたりましては、3つの基本的な方向性をもって、この難局を乗り越えていこうと考えております。

1点目は、ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据えた施策構築でございます。

コロナ禍により、今後も様々な変化が予想される中で、政策や施策の方向性をしなやかに変化させ、改めて、基本構想で描く2030年の姿を実現することで、「新しい幸せ」を追求していくこととしており、政策の方向について5つの柱を立て、施策を構築していくこととしております。

一つ目に、いのちと暮らし、人権の保障

二つ目に、子どもの権利の保障と次世代のための社会変革

- 三つ目に、滋賀の自然資本や文化芸術の価値の再評価・発信
- 四つ目に、自然が許す限りのつくる力の再強化
- 五つ目に、より良い自治と真の民主主義のための行政の実現

でございます。

この方向に基づき、本当の意味での「健康しが」をつくっていくための予算案を編成してまいりたいと考えております。

2点目は、新型コロナウイルス感染症への対応です。

コロナ禍は、その影響が長期化するとの認識に立ち、来年度の当初予算におきましても、しっかりと所要経費を見込みつつ、その後においても、機動的かつ適切に対応を行うこととしております。

3点目は、財政健全化の推進です。

コロナ対策以外の予算については、予算の組み替え、2億円のマイナスシーリング等、見直しを行うとともに、大規模事業につきましては、その規模、進捗を検討の上、必要な調整を行うこととしております。

感染症に伴う危機や大きな変化の時期は、反面、物事を変えていくチャンス、好機でもあります。前向きにとらえた未来志向の予算編成を行うことも全庁で心掛けてまいりたいと存じます。

続いて、CO<sup>2</sup>ネットゼロについて申し上げます。

本年1月6日に「しがCO<sup>2</sup>ゼロムーブメント」のキックオフ宣言を行いました。

現時点で 170 を超える自治体が既に同様の宣言をされていると伺っておりますし、菅総理大臣も所信表明演説で 2050 年に国内の温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを表明されたところであり、国、地方が一体となって、取組の加速化を図っていく必要があると考えています。

また、現在では、2050 年しが CO<sup>2</sup> ネットゼロを達成した「滋賀の姿」(社会像)を想定し、今後の取組を検討するとともに、シンポジウムの開催や普及啓発などを実施しているところです。

本県では、昨年 1 月、滋賀県気候変動適応センターを設置し、県内での気候変動に対する影響評価や課題の抽出を実施してまいりました。

こうした中、琵琶湖の全層循環が 2 年連続確認できておらず、かつ、貧酸素の状況が水深 80 メートル付近にも及んでいるという状況が確認されております。こうしたサインをしっかりと受け止め、危機感を広く共有し、共感と行動変容を促す必要性を痛感しております。

今後とも、県民の皆さまの行動や生活、また事業者の皆さまの経済活動を変えていくことを促すとともに、想定した「滋賀の姿」(社会像)を目指して、緩和策の強化と適応策の方向性を示す「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」の改正や、「しがエネルギービジョン」および「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」の改定などを出来るだけ多くの方々の知恵と力、賛同を得て、行ってまいります。それぞれの整合を図りながら「2050 年しが CO<sup>2</sup> ネットゼロ」を目指してまいりたいと考えております。

今、申し上げた、CO<sup>2</sup> ネットゼロにも関連いたしますが、3 点目

といたしまして、琵琶湖森林づくり条例等の見直しについても申し上げます。

今定例会議では、琵琶湖森林づくり条例の改正案を上程させていただいているところです。

前回の改正以降も、森林・林業を取り巻く環境は変化しておりますことから、SDGsの特長を活かした施策をはじめ、CO<sup>2</sup>ネットゼロの取組への貢献、「やま」から琵琶湖までが一体となった施策の推進等が期待される中で、この改正案では、災害に強い森林づくりや、森林づくりの基盤となる農山村の活性化に向けた施策を推進するとともに、森林資源を次の世代へ繋いでいくための伐採・再造林をはじめ、積極的な県産材の利用を図ることとしております。

また、これまで琵琶湖森林づくり基本計画の目標達成のため、「環境を重視した森林づくり」および「県民協働による森林づくり」推進の財源として活用されます「琵琶湖森林づくり県民税」につきましても、その評価、用途、賦課方式・税率についての検討を行ってまいりました。

税制審議会におきましては、これまで同様、引き続き貴重な財源として県民税を継続することのほか、用途として、災害による風倒木等対策や農山村の活性化などの新たな課題にも充当していくことが適当であるといった答申を得たところであり、これを踏まえて、琵琶湖森林づくり県民税条例の改正案についても、併せて上程しております。

「やまの健康」の実現に向けて幅広い森林・林業施策を進めることにより、100年先の人々や子どもたち、また生き物に胸を張って「やま」を引き継げるよう取り組んで参りたいと考えています。

4点目、持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例の制定について申し上げます。

今定例会議に条例案を提出させていただきました。本条例案では、昨今の情勢変化や課題に対応し、すべての農業者が意欲と誇りを持って農業を営むとともに、琵琶湖等の環境が良好に維持されているなどの姿を目指し、その実現に向けた環境を整備することを基本理念に掲げ、「生産力の向上」と「環境保全への配慮」を柱として、主に生産面に焦点をあてた施策の基本的な事項を定めることとしております。

具体的に、生産力を向上させるための施策といたしまして、需要に応じた農産物の生産や革新的技術等の体系化と普及、滋賀の気候風土に合った新たな需要を切り拓くための品種の育成、主要農作物の種子の安定生産、さらに気候変動に適応するための品種や技術の調査研究等、情勢の変化に柔軟に対応しつつ生産力を最大限に引き出すための取組を盛り込んでいます。

また、環境保全に配慮するための施策として、環境こだわり農業の推進はもとより、農業濁水の流出防止や農業系プラスチックの排出抑制に関する啓発や技術の普及等の取組も盛り込んでいます。

今後、本条例案を礎として、国、市町、農業関係団体、農業者、そして県民の皆様との連携と協力のもと、持続的で生産性の高い農業の推進に関する施策を総合的に推進し、本県農業の健全な発展に向けた取組を着実に進めてまいりたいと考えております。

5点目、地域公共交通についても申し上げます。

現在、「地域公共交通」を支える交通事業者の経営状態は、コロナの影響により深刻な影響が出ているところであり、本県といたしまして

も交通事業者の感染拡大防止対策やキャッシュレス化、運行維持経費等への支援を行っています。

公共交通は、より良き自治を追求し、本当の意味での健康しがを実現するための基礎となるものであり、適切に維持運営されることが、地域社会の活性化には不可欠となります。

県東部地域における主要な公共交通の一つである近江鉄道線につきましては、現在、全線存続の方針のもと、「地域公共交通計画」策定に向けての検討を行っているところであり、12月17日開催予定の法定協議会におきましては、存続形態およびその費用負担について議論することとなります。

当然のことながら、近江鉄道線を持続可能な形で存続させるためには、利用促進が不可欠であり、地域の実情や住民等の幅広いニーズを反映し、利用者の増加を図るべく、関係者と対話を重ねているところです。

近江鉄道線が適切に維持され、沿線地域の活性化に資するよう、さらに検討を進めてまいります。

また、今年度は、税制審議会において「滋賀にふさわしい税制のあり方について」諮問させていただいており、11月12日の審議会では、テーマの一つとして「地域公共交通」を支えるための財源とその負担と分担のあり方について、様々な可能性を探るための議論をいただいたところです。

これについては、議会を含めて様々な関係者の意見も伺いつつ、慎重かつ丁寧に検討を重ねてまいります。

最後に、滋賀の美の発信について申し上げます。

平成24年2月、「美の滋賀」発信懇話会から、滋賀らしい美の発信のあり方について提言をいただき、「美の滋賀」の取組をスタートさせました。

この間、県議会ならびに関係者の皆様にも、美の滋賀、とりわけ、新生美術館計画について、熱心にご議論いただきながら、歩みを進めてまいりました。

また、令和2年2月定例会議におきましては、今後、新生美術館に替えて、近代美術館と琵琶湖文化館の2つの拠点を核に美の魅力を発信していく方針を表明させていただき、今年度、新たな展開について議論・検討を進めてまいりました。

コロナ禍により、心の拠り所としての文化芸術や美に対する価値が再認識され、地域の自然や文化の魅力を再評価する動きも活発化する中で、この状況を一つのチャンスと捉え、今後は、自然や歴史、生活文化の中で培われてきた滋賀の多様な美の魅力を全体として発信し、地域の振興や本県経済の活性化につなげていきたいと考えております。

具体的には、4つの柱で取組を展開することとしております。

1点目は、

「交流や発信の場づくり」でございます。この面では、近代美術館に美の発信に関するプラットフォームを設け、一体的な情報発信や関係者のネットワークづくり、地域や団体、若手作家の活動支援など、人材や資源をつなぎ、最大限活用することで、滋賀の奥深い美の魅力を国内外に発信してまいります。

2 点目。

「ネットワークを活かした多面的な発信」におきましては、近代美術館を核に、県立施設間や、美術系ミュージアム間の連携を一層深めるほか、県内の美術館・博物館 71 館で構成されます滋賀県博物館協議会等とも連携し、各施設の特性を活かした本県ならではの魅力の発信につなげてまいりたいと考えております。

3 点目。

「美術館改革」では、現在、近代美術館においてリニューアル工事を進めており、来年 6 月下旬に再開館できるはこびとなりました。

再開館後の近代美術館では、オンリーワンの展覧会や、多様なアート体験の提供など、従来の近代美術館の枠を超えた事業展開を図ってまいります。

来年 1 月には現東京国立近代美術館主任研究員・絵画彫刻室長の保坂 健二郎氏に新館長にご就任いただく予定であり、存分にその手腕を発揮いただき、魅力あふれる美術館づくりをともに進めてまいりたいと考えております。

4 点目。

「琵琶湖文化館のリスタート」では、現在休館中の琵琶湖文化館を、「『近江の文化財』を保存・継承・活用・発信する中核拠点」となる「(仮称)新・琵琶湖文化館」として、新たに整備いたします。

この新・琵琶湖文化館では、地域や社寺が将来にわたり文化財を保存・活用していけるようサポートする役割や、文化財を生み出した滋賀の魅力を国内外の人々に発信し、県内各地へ誘う役割など、全国有数の文化財保有県である本県ならではの特色ある博物館を目指してまいります。

滋賀の地には、長い歴史の中で培われ、今も新たに生み出されている過去から現在に至る多様な美の資源があります。

こうした美の魅力にあふれる滋賀県全体を「一つの美術館」のように感じていただけるよう、「滋賀をみんなの美術館に」というコンセプトの具現化に向けて、着実に取組を推進してまいります。

それでは、本日提出いたしました案件の概要について、ご説明申し上げます。

議第 153 号から議第 163 号までは給与改定に関するものでございます。

まず、予算の補正に関してでございますが、

議第 153 号は、一般会計について、  
議第 154 号および議第 155 号は、特別会計について、  
議第 156 号から議第 160 号までは、企業会計について、

職員等の期末手当の支給割合の改定に伴い、それぞれ所要の調整を行おうとするものでございます。

次に、条例案件でございますが、

議第 161 号は、特別職について  
議第 162 号は、知事部局等の職員について  
議第 163 号は、学校職員について

それぞれ期末手当の支給割合を改定するため、改正を行おうとするものでございます。

続きまして、給与改定以外の案件でございますが、まずは、予算案件でございます。

議第 164 号は、一般会計の補正予算案でございまして、

新型コロナウイルス感染症への対応として、PCR 検査体制の拡充や、県立施設におけるトイレ改修などの衛生環境の改善などのほか、国予算を活用した希望が丘文化公園の陸上競技場改修工事の前倒しや国スポ・障スポ大会開催延期にかかる経費の増額などを行うため、

総額で、48 億 2, 865 万円の増額補正を行おうとするものです。

議第 165 号は、モーターボート競走事業会計の補正予算案で、開催収益の増などにより、増額補正を行おうとするもの、

議第 166 号は、琵琶湖流域下水道事業会計の補正予算案でございまして、新型コロナウイルス感染症への対応として、矢橋帰帆島公園のトイレ改修など、衛生環境の改善を行うため、増額補正を行おうとするもの、

議第 167 号は、病院事業会計の補正予算案でございまして、国の補助金を活用し、診療体制確保に必要な設備等を購入するため、増額補正を行おうとするものでございます。

次に、条例案件でございしますが、

議第 168 号は、新たに「滋賀県新型コロナウイルス感染症対策基金」を設置しようとするもの、

議第 169 号は、先ほど申し上げた、新たに持続的で生産性の高い農業の推進に関する条例を制定しようとするもの、

議第 170 号は、漁業法の改正等に伴い、「海区漁業調整委員会の委員」にかかる損害賠償責任の一部免責する額を改正しようとするもの、

議第 171 号は、先ほど申し上げた、琵琶湖森林づくり県民税条例を改正しようとするもの、

議第 172 号および議第 173 号は、工業技術総合センターの機器の導入に伴い、使用料・手数料の額の改定を行うとともに、議第 172 号については、家畜改良増殖法施行規則の改正に伴う手数料の追加を行おうとするもの、

議第 174 号は、食品衛生法の改正等に伴い、県が定める食品営業許可施設の施設基準を改正しようとするもの、

議第 175 号は、先ほど申し上げた、琵琶湖森林づくり条例の改正を行おうとするもの、

議第 176 号は、湖北地区国営土地改良事業について、受益者負担金を徴収するため、改正を行おうとするもの、

議第 177 号は、浄化槽法の改正に伴い、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を定めるため、改正を行おうとするものでございます。

次に、その他の案件でございますが、

議第 178 号は、草津用水 2 期地区常盤用水路（その 1）工事の契約の変更について、

議第 179 号は、成人病センターにおける医療事故に係る損害賠償の額を定めることについて

議第 180 号から議第 196 号までは、指定管理者の指定について

議第 197 号は、令和 3 年度において発売する当せん金付証票の発売総額について、

それぞれ議決を求めようとするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

(了)